

改正の趣旨

※ 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成26年内閣府告示第159号）

- こども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育ての推進に資する施策の実施に必要な措置を講じるため、「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」（令和6年法律第47号。以下「子子法等改正法」）が第213回国会において成立した。
- 子子法等改正法において、妊婦等包括相談支援事業及び乳児等通園支援事業が創設され、これら2事業及び産後ケア事業が地域子ども・子育て支援事業に位置付けられたほか、特定教育・保育施設における職員の待遇等の経営情報の公表することとされた。
- また、「児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和4年法律第66号。以下「児童福祉法等改正法」）が令和6年4月より施行され、児童発達支援センターの役割・機能の強化等が規定された。
- これらの改正を踏まえ、関係する基本指針の規定を改正するとともに、その他所要の規定の整備を行う。

改正案の概要

1. 妊婦等包括相談支援事業に関する事項の追加

→子子法等改正法により新設され、新たに地域子ども・子育て支援事業に位置付けられた妊婦等包括相談支援事業について、基本指針中の所要の箇所に規定を行うとともに、市町村子ども・子育て支援事業計画において量の見込み（事業需要量）を設定する際の参酌基準（※）を設定する。

2. 児童発達支援センター等に関する事項等の追加

→改正法において、児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことを明確したことを踏まえ、市町村子ども・子育て支援事業計画において、障害児支援の体制を整備するに際し、関係者が連携・協力して地域社会への参加及び包摂（インクルージョン）を推進すること等を規定。

3. 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に関する事項の追加

→改正法により新たに定義した乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について、基本指針に位置づけ等を行う。

4. 経営情報の継続的な見える化に関する事項の追加

→改正法により規定した経営情報の継続的な見える化について、基本指針に位置づけ等を行う。

5. 産後ケアに関する事業の追加

→地域子ども・子育て支援事業に位置付けられた産後ケア事業の参酌標準や、産後ケア事業等実施時における留意点の規定等を行う。

○ その他所要の改正

→その他の関係法令の改正等を踏まえ、所要の改正を行う

※ より丁寧な説明について手引きにおいてお示しする予定。

・根拠法令：子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第60条第1項及び第3項

・子ども・子育て支援法等一部改正法による改正のうち令和7年4月1日施行の改正に対応するため、本年9月頃を目途に公布し、令和7年4月1日に施行することとする。

1. 妊婦等包括相談支援事業に関する事項の追加

概要

○ 改正法において、児童福祉法上に妊婦等包括相談支援事業を創設したうえで、子ども・子育て支援法上の地域子ども・子育て支援事業に位置付けることとしたほか、妊婦等包括相談支援事業の実施に当たっては母子保健法に基づく事業との連携に努めることとするなど、所要の規定を行った。

このため、

- ① 基本指針において、妊婦等包括相談支援事業を位置づけるための所要の改正を行う。
- ② 妊婦等包括相談支援事業の量の見込み方を設定する際の参酌基準を規定する。

改正案

① 妊婦等包括相談支援事業について、所要の箇所に規定する。

第三 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項

二 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的記載事項

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期に関する事項

(二) 実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

(略) 地域子ども・子育て支援事業の実施に当たっては、妊娠・出産期からの切れ目ない支援に配慮することが重要であり、母子保健関連施策との連携の確保が必要である。このため、妊婦に対する健康診査を始め、母子保健に関する知識の普及、妊産婦等への保健指導その他の母子保健関連施策等を推進することが必要である。なお、その実施に当たっては、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律（平成三十年法律第二百四号）の趣旨を十分踏まえること。また、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業及び妊婦等包括相談支援事業の実施に当たっては、児童福祉法第二十一条の十の三において母子保健法上の事業との連携及び調和の確保に努めることとされていることから、例えば、妊産婦等に対する保健指導や新生児の訪問指導等と合わせて行うなど、母子保健施策との連携に留意すること。

※下線部分を改正・追記。その他の箇所についても同様に所要の改正を行う。

1. 妊婦等包括相談支援事業に関する事項の追加

改正案

- ② 妊婦等包括相談支援事業の量の見込み方を設定する際の参酌基準を規定する。

別表第三 地域子ども・子育て支援事業の参酌基準

事項	内容
一 利用者支援に関する事業	<p>利用希望把握調査等により把握した、子ども・子育て支援に係る情報提供、相談支援等の利用希望等に基づき、妊婦若しくはその配偶者又は子ども若しくはその保護者の身近な場所で必要な支援を受けられるよう、地域の実情、関係機関との連携の体制の確保等に配慮しつつ、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定すること。</p> <p>目標事業量の設定に当たっては、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、子育てに関する施設の整備の状況等を総合的に勘案して定める区域（中学校区を目安とする。）ごとに、地域子育て相談機関の整備に努めることとされていることも考慮すること。</p>

※「一 利用者支援に関する事業」について、妊婦等包括相談支援事業についての量の見込みの設定の際の参酌基準とするため、事業の提供対象者に妊婦及びその配偶者を追加。

2. 児童発達支援センター等に関する事項の追加

概要

- 改正法において児童発達支援センターの地域における中核的役割（※）が明確化されたこと、3年に一度自治体が策定する障害児福祉計画（現在令和6～8年度が計画期間）に係る国的基本指針が改正されたこと（令和5年4月施行）等を踏まえ、基本指針において、

- ① 障害児支援の体制を整備するに当たり関係者が連携・協力して地域社会への参加及び包摂（インクルージョン）を推進すること
- ② 地域の関係機関と連携し強度行動障害や高次脳機能障害を有する児への支援体制の整備を行うこと
- ③ 市町村が子ども・子育て支援を行うに当たり開催する連携会議の構成員に子育て支援に関わる関係機関として児童発達支援センターを加えること

等を新たに追加した。

（※）幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能、地域の事業所に対する助言・援助を行う機能、インクルージョン推進の中核機能、発達支援の入り口としての相談機能

改正案

- ① **障害児支援の体制整備について、以下の通り規定する。**

第三 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項

三 市町村子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する任意記載事項

2 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項

（三）障害児施策の充実等

地域において障害児を支援する体制を整備するに当たっては、児童発達支援センター等による地域支援・専門的支援の強化や保育所等訪問支援等の活用を通して、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）、幼稚園、小学校及び特別支援学校等の育ちの場において関係者が連携・協力しながら地域社会への参加及び包摂（インクルージョン）を推進することが必要である。

※下線部分を改正・追記。

2. 児童発達支援センター等に関する事項の追加

改正案

- ② 強度行動障害児や高次脳障害を有する障害児への支援体制の整備を追加する。

第三 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項

三 市町村子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する任意記載事項

2 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項

(三) 障害児施策の充実等

(略)

加えて、強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害児については、より専門的な支援が必要になることから、管内の支援ニーズの把握と併せて、地域における課題の整理や専門的人材の育成、地域資源の開発等を行い、地域の関係機関との連携を図りつつ支援体制整備を行うことが必要である。

- ③ 子育て支援に関わる関係機関として児童発達支援センターを追加する。

第三 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項

三 市町村子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する任意記載事項

4 地域子ども・子育て支援事業を行う市町村その他の当該市町村において子ども・子育て支援の提供を行う関係機関相互の連携の推進に関する事項

(一) 関係機関の連携会議の開催等

妊娠・出産期からの切れ目ない支援を行っていくためには、管内の子ども・子育て支援を実施している事業所の特性を十分に把握し、それらを生かした体制整備を行うことが望まれる。その際、…市町村が主体的にその環境を整備することが重要である。

このため、市町村においては、それぞれの子どもの特性や家庭の状況に応じた適切な支援につなげるため、子育て支援に関わる関係機関（こども家庭センター、…、児童相談所、児童発達支援センター等）を集めた会議を少なくとも年に一回は開催し、各機関における課題等について議論し、共有するとともに、各機関の長同士だけでなく担当者同士も含め、日頃から互いの事業内容等に関する情報共有を図ることが考えられる。当該会議については、各市町村の規模に応じて、地域別に開催することや担当者の会議を開催することも考えられる。

※下線部分を追記。②については、その他の箇所についても同様に所要の改正を行う。

3. 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に関する事項の追加

概要

- 改正法において、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）が創設された。このため、基本指針において、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）を位置づけるための所要の改正を行う。

改正案

① 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について、所要の箇所に規定する

第二 教育・保育を提供する体制の確保、子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保並びに地域子ども・子育て支援事業及び
仕事・子育て両立支援事業の実施に関する基本的事項

二 子ども・子育て支援に当たっての関係者の連携及び協働

2 市町村相互間の連携及び協働並びに市町村と都道府県との連携及び協働

子ども・子育て支援制度の実施主体である市町村は、住民に最も身近な地方公共団体として、質の高い教育・保育その他の子ども・子育て支援の提供の責務を有し、教育・保育施設及び地域型保育事業を行う事業者並びに子ども・子育て支援施設等について、法第二十七条第一項及び第二十九条第一項並びに第三十条の十一第一項の確認を行うとともに、地域型保育事業を構成する家庭的保育事業（児童福祉法第六条の三第九項に規定する家庭的保育事業をいう。以下同じ。）、小規模保育事業（同条第十項に規定する小規模保育事業をいう。以下同じ。）、居宅訪問型保育事業（同条第十一項に規定する居宅訪問型保育事業をいう。以下同じ。）及び事業所内保育事業（同条第十二項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。）並びに乳児等通園支援事業（同条第二十三項に規定する乳児等通園支援事業をいう。以下同じ。）の認可を行う。

※下線部分を改正・追記。その他の箇所についても同様に所要の改正を行う。

4. 経営情報の継続的な見える化に関する事項の追加

概要

- 改正法において、経営情報の継続的な見える化が規定された。このため、基本指針において、所要の改正を行う。

改正案

① 経営情報の継続的な見える化について、所要の箇所に規定する

第三 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項

五 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する任意記載事項

2 教育・保育等情報及び特定教育・保育施設設置者等経営情報（法第五十八条第三項の内閣府令で定める事項に限る。以下同じ。）の公表に関する事項

教育・保育を利用し、又は利用しようとする子どもの保護者等が適切かつ円滑に特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用する機会を確保するため、法第三章第一節第四款の規定による教育・保育情報の公表に係る体制の整備を始めとする教育・保育情報及び特定教育・保育施設設置者等経営情報の公表に関する事項を定めること。

※下線部分を改正・追記。その他の箇所についても同様に所要の改正を行う。

5. 産後ケアに関する事項の追加

概要

- 改正法において、産後ケア事業は子ども・子育て支援法の地域子ども・子育て支援事業として位置付けられ、国・都道府県・市町村の役割分担を明確化し、計画的な提供体制の整備を進めることとされた。このため、産後ケア事業に係る所要の改正として、
- ① 地域子ども・子育て支援事業に位置付けられた産後ケア事業の参酌標準を規定する。
 - ② 産後ケア事業等実施時における留意点を規定する。

改正案

別表第三 地域子ども・子育て支援事業の参酌標準

以下の項目を追記する。

事項	内容
<u>十二 産後ケア事業</u>	利用希望把握調査等により把握した需要や実績及び出生数等に基づき、他の事業による対応の可能性を勘案して、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定すること

5. 産後ケアに関する事項の追加

改正案

第三 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項

- 一 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的事項
- 2 子ども・子育て支援事業計画の作成のための体制の整備等

(三) 市町村間及び市町村と都道府県との間の連携

市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に当たって、二の2の(二)の(1)に規定する市町村域を超えた教育・保育等の利用が行われている場合や、市町村域を超えた地域子ども・子育て支援事業を実施する場合等必要な場合には、量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期等について、関係市町村と調整を行うこと。

都道府県は、法第六十一条第九項の規定による市町村子ども・子育て支援事業計画の協議を受け、調整を行うことにより、教育・保育施設、地域型保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の整備等に関する広域調整を行う役割を有している。このため、子ども・子育て支援事業計画を作成する過程では、市町村と都道府県との間の連携を図ることが必要である。

妊婦に対する健康診査及び産後ケア事業の実施に当たっては、支援対象者のメンタルヘルスに係る課題等への対応のために医療機関との連携体制の構築が重要であることから、都道府県と市町村が連携を図ることが必要である。

※下線部分を改正・追記。また、市町村の役割として提供体制の確保に努めることや、都道府県の役割として必要に応じて市町村の区域を超えた広域的な調整を行うことを規定する等、その他所要の改正を行う。